



貸借対照表の公告が必要になります。

- ✓ 毎年度、**貸借対照表を公告**^(注1)する方式となり、「資産の総額」の登記が不要^(注2)となります（法第28条の2 関係）。
- ✓ 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のHP等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置^(注3)があります。
- ✓ 公告方法は**定款で定める必要**があります。

(注1) 貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の2）の施行日は**平成30年10月1日**となります。

(注2) 組合等登記令の改正が予定されています。

(注3) 「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示」（1年間）として施行規則で規定されています。

Q. いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

-A. 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、**平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告する必要**があります。この場合、①施行日（平成30年10月1日）までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

Q&A



Q. どの程度の期間、公告が必要ですか？

-A. 官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告^(注)する必要があります。

(注) 貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

Q. 既に定款で公告方法を定めている場合、定款変更は必要ありませんか？

-A. 既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表の公告もその方法で行っていただくこととなります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報掲載が必要となります。

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、その場合は**定款変更が必要**^(注)となります。

(注) 例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合、3月末決算の法人であれば、平成30年6月末までに開催される総会で定款変更の承認を得ることになります。また、9月末決算の法人であれば、臨時総会開催の可能性がでてくるなど、事業年度によっても対応が異なってきます。あらかじめご検討ください。